

東浦町立石浜西小学校 いじめ防止基本方針

東浦町立石浜西小学校

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、本校の教育目標・経営方針に基づいて、「ちがいを認め、共に助け合える児童の育成を図る」という重点努力目標を設定するとともに、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3ポイントをあげます。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

生徒指導主任を主務者として、校長以下、教員の全員が出席します。また、必要に応じてスクールカウンセラーや関係職員が出席します。

ウ 開催時期について

年に3回（隔月で）定例会を開催します。いじめ事案発生時は緊急開催をします。

② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。（校内研修、授業改善）

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案ならびに虐待の疑いのある事案に対する対応に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)

エ P D C Aに関すること。(日程・会議の開催時期・取組の見直し)

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。(別紙参照)

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

ア 「どの子も分かる」授業づくり，授業のユニバーサルデザイン化の推進

イ 豊かな心の育成を目指した体験活動や異学年ペア活動の充実

ウ 児童・生徒の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」の実践

エ インターネットや携帯電話等の正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。

・児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月・11月・1月)

・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年2回(6月・11月)

・日常の観察による把握 随時

・児童の様子の情報交換 随時(毎職員会議後)

イ 外部機関等との連携

いじめを早期に発見するために、以下の情報交換します。

・児童クラブとの連絡会 年3回(5月・9月・1月)

・民生児童委員との連絡会 年2回(5月・1月)

ウ いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

・スクールカウンセラーの活用

・心の教室相談員の活用

エ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

・子どもの見取りの方法の研修会 (4月 講師の招聘)

・望ましい集団づくりと児童の観察のしかたの研修会 (8月 講師の招聘)

・情報モラル研修会 (10月 講師の招聘)

③ いじめへの対策について

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ いじめがあると判断した場合は、被害児童生徒のケアや支援、加害児童生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。
- ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。
- イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校・虐待防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

③ 年間計画について

学期	「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認を行う。</p> <p>【5月】第1回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。</p> <p>【7月】児童対象いじめアンケートおよび教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査の報告を行う。1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組について検討する。</p>	<p>【4月】子どもの見取りの方法の研修</p> <p>【5月】児童クラブとの連絡会 児童民生委員との連絡会</p> <p>【8月】望ましい集団づくりと児童の観察のしかたの研修会</p>
2 学 期	<p>【9月】夏季休業中の情報について、把握をする。</p> <p>【10月】第2回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。</p> <p>【12月】児童対象いじめアンケートおよび教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査の報告を行う。2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組について検討する。</p>	<p>【9月】児童クラブとの連絡会</p> <p>【10月】情報モラル研修会</p> <p>【12月】学校評価の実施</p>
3 学 期	<p>【1月】第3回委員会 情報交換をもとに児童の実態を把握する。</p> <p>【2月】情報交換をもとに児童の実態を把握する。 一年間の取組の反省と次年度の取組について検討する。</p>	<p>【1月】学校評価の集計 児童クラブとの連絡会 児童民生委員との連絡会</p> <p>【2月】学校評価の結果公表</p>

※3回の委員会に加え、毎職員会後の情報交換を行う。